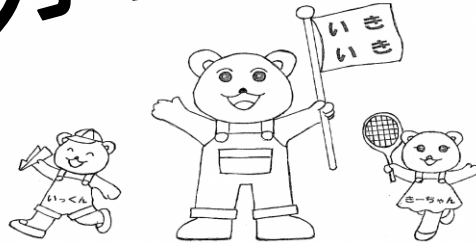


枚方子どもいきいき広場



運営マニュアル

令和2年度

1. 参加児童の把握について

参加児童については、月間プログラムに付いている「参加カード」の提出により把握（事前申込制）していただきます。

《基本的には、次の手順で行ってください》

①月間プログラム（別に定める様式を基本・参考として、実施団体が作成）は、活動月の前月初旬に作成し、全児童への配布及び参加カードの回収については小学校が実施。

※印刷作業は、原則として実施団体が行うこととします。

印刷は学校の印刷機器を借用し、印刷に必要な消耗品（インク、用紙等）は実施団体が用意してください。

※月間プログラム・参加カードの配布を月ごとではなく、数か月分をまとめて行うこともできますが、あらかじめ学校と相談してください。

※「いきいき広場」の事業運営には、学校との連携や協力関係が大切です。そのため、担当課の放課後子ども課より、学校に事業への協力をお願いしています。

②児童は参加カードを学校（担任の先生）に提出。学校は、回収した参加カードを「いきいき広場」用の連絡箱に投函。

③実施団体は、参加カードを集約・確認し、参加者名や人数を把握

※参加費を徴収する場合、児童は当日に参加費を持参

※実施日当日、参加カードの事前提出がない児童が来た場合であっても、プログラムの内容および安全管理面での対応が可能で、かつ、その時点で参加カード（緊急連絡先等）を確認できる場合は受入れできるものとします。

2. 児童が「いきいき広場」に参加するまでの流れ

- ①前月に小学校で配布される月間プログラムにより開催日・時間帯・内容・場所等を確認し、参加したいプログラムを決める。
- ②月間プログラムにある参加カードに記入し、定められた期日までに担任の先生に渡す。
- ③当日、集合時間に合わせて参加する。(参加費がいる場合は持参)

3. 活動当日の流れについて

- ◎あらかじめ、参加児童を把握。
- ◎参加者（児童・サポーター）の出欠確認。受付簿に「名前」・「クラス」・「来た時間」を書いてもらう。
- ◎活動終了後は、後片付け、清掃を行う。
- ◎参加者に「帰る時間」を書いてもらう。
- ◎校内に参加者が残っていないかを確認し、終了とする。
- 《その他》
- ◎けがや事故が起きた場合は、保護者に連絡するとともに、応急手当を行う。
また、事故状況調書を作成する。
- ◎学校施設・備品に破損があった場合、速やかに学校に報告する。
- ※「本年度いきいき広場実施団体」が使用していた教材等は「次年度いきいき広場実施団体」に引き継ぎます。次年度の実施団体は、保管場所等について、事前に小学校に確認してください。

※障害のある児童の参加については、保護者に安全確保の観点から、保護者等による介添えをお願いしています。なお、保護者が「障害のある児童サポーター」の配置について、相談に来られた時は対応を協議してください。

4. けが・事故等発生時の対応（流れ）について

- ①児童がけがをした時は、けがの具合を確認し、保護者に連絡すると共に、応急手当を行う。(必要に応じて、救急車を呼ぶ、あるいは病院への搬送など)
- ②保護者に状況を説明し、迎えに来てもらうなどの対応を相談する。
- ③救急車を呼ぶほどではないが、緊急のため、子どもをタクシーで病院へ連れて行った場合、タクシー代は補助金から支出する。(この場合、必ず領収書もらう。)
- ④子どもが体調不良を訴え、病院へ連れていくほどではないように見受けられた場合

は、学校施設管理人等に連絡し、保健室等で休ませて様子を見る。保護者に連絡し、迎えに来てもらうようにする。

※子どもが活動中に、学校等の設備・備品を不可抗力で破損した場合は、原則として、補助金から補てんする。(放課後子ども課に報告のこと)

5. けが・事故等の補償について

事業実施中に起こったけが・事故等について、実施団体の責任は保険の範囲内です。

その旨、保護者には放課後子ども課から文書や情報紙にて周知します。

なお、けが・事故等が発生した場合、適用される保険の概要等は次のとおりです。

●保険概要：「枚方子どもいきいき広場活動災害補償保険」に、市が一括して加入し、保険料を負担します。

※学校の保険は適用されません。

※「いきいき広場」活動中は、校区コミュニティ協議会が加入している市民公益活動災害補償保険（担当：市民活動課）は適用されません。

※コーディネーターに対しても、一律、補償内容の同じ「枚方子どもいきいき広場コーディネーター災害補償保険」に加入します。

●保険対象者：活動に参加している児童（校区に住む小学1年から6年生）、保護者、実施団体構成員（サポーターなど）、幼児（活動参加者に限る）

●補償内容：通院＝2,000円／日（90日限度）

入院＝3,000円／日（180日限度）

死亡＝200万円

●特定疾病（熱中症、細菌性食中毒等）の補償内容：通院日額2,000円/日

入院日額3,000円/日

※加入の保険は傷害保険のため、特定疾病については特約扱いとなり、補償額は傷害事故の1/10の金額となりますので、ご了承願います。

※上記の他、手術、後遺障害の補償もあります。

※通院、入院とも初日から適用となります。

※学校への行き帰りも対象となりますが、学校へ行く途中や帰宅途中に、公園等へ寄り道をしてけがをした場合は、保険の対象とはなりません。「いきいき広場」への参加にあたっては、学校で定められた通学路で、行き帰りをしよう呼びかけてください。

※「いきいき広場」への行き帰りにおいて、児童の自転車の利用は禁止しています。

例えば、活動終了後、帰宅途中に自転車で転んで事故・けがをした場合等は、保険の対象とはなりません。

※車での送り迎えにおける事故・けがについても、保険の対象とはなりません。なお、車の校内への乗り入れは禁止しています。

6. 保険請求の手続きについて

①実施団体は、所定の事故状況調書を事故当日に記入し、放課後子ども課にFAXまたはメールで送信し、平日の開庁時間内に放課後子ども課（土曜日の場合はアドバイザーの緊急連絡の電話番号）まで電話で連絡してください。

※事故の現認者⇒実施団体の構成員

※軽症であっても保険請求の手続きを行う場合も考えられますので、判断に迷う場合は、念のため事故状況調書を作成してください。

②学校で定められた通学路で、帰宅途中にけがをした場合、翌週に、保護者が学校に置いている事故状況調書に記入し、同調書を放課後子ども課へ届けていただくこととなります。

※事故の現認者⇒保護者

※必要に応じて、実施団体から保護者へ連絡を取り合っていただくことがあります。

③実施団体は、事故当日の受付名簿（写し）を放課後子ども課に学校連絡便にて提出してください。

④放課後子ども課から保険会社へ事故状況調書と受付名簿を提出します。

⑤保険会社から保険請求者本人へ必要書類等が送付されます。

⑥保険請求者本人から直接保険会社へ申請していただきます。

【賠償責任保険】

- ・活動参加者の人身事故に対し実施団体の代表者やコーディネーター、サポーター等に法律上の責任がある場合に1人3千万円、1事故3億円を限度に補償されます（免責なし）。
- ・活動中の事故やケガによる児童への対応や保護者への連絡・保険請求等の手続きは、実施団体による対応となりますが、実施団体と保護者との間で訴訟となるような大事故等が発生した場合、担当の放課後子ども課が実施団体と共に対応します。なお、賠償責任保険には弁護士によるサポート体制（示談交渉・調停など）も含まれています。

7. 夏場の対応について

プールについて

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、いきいき広場において今年度はプールを使用した活動は行いません。

お弁当の保管場所について

午前から午後にかけて活動を行うなど、児童が弁当を持参する場合、その保管場所として、小学校の牛乳保冷庫を借用する際は、実施団体から学校へ依頼し、許可を得てください。

①借用期間

夏休み期間中の枚方子どもいきいき広場実施日

②学校へ依頼する内容と当日の流れ

- ・実施日前の金曜日に牛乳保冷庫の電源を切らないように依頼する。
- ・コーディネーターが、土曜日の朝（活動実施日の朝）、宿日直代行員または学校施設管理人から鍵を借用する。
- ・コーディネーターが、鍵の管理を行い、調理場へ入室する。
- ・コーディネーターが、牛乳保冷庫使用后、電源を切り、施錠を行い、宿日直代行員または学校施設管理人に鍵を返却する。

8. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の枚方子どもいきいき広場の事業を4月～6月は休止しました。7月から適切な感染防止対策を実施しながら、学校長及び教育委員会が許可した場合（地域と学校との間で協議・調整が整った場合等）、活動再開を可とします。活動にあたり、「いきいき広場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策」の徹底と実践をお願いします。

「いきいき広場における基本的な新型コロナウイルス感染症対策」

マスク着用、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大のリスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）を避けるために、身体的距離の確保をお願いします。

- (1) 活動前には、マスク・消毒液・体温計などの救急用品の準備をお願いします。
- (2) 保護者や子どもへの事前連絡について

★保護者へのお願いとして、以下○印の項目の文章を加えてください。

○いきいき広場の活動に参加させる際には、下記をご用意ください。

【最低限必要なもの】

・清潔なハンカチ ・ティッシュペーパー ・マスク ・マスクを置く際に
使う清潔なビニール袋や布類

※マスクを忘れた場合には、活動に参加できない場合があります。

○当日の朝、子どもの健康状態を見て、発熱等の風邪の症状がある場合には、活動に参加させないでください。

○活動に参加しているときに、発熱等の風邪の症状がみられた場合には、活動を中止し帰宅させることがあります。

○参加している時間帯には、緊急連絡が可能な状態にしておいてください。保護者にお迎えをお願いすることがあります。

(3) 参加者の状態チェック

①入口には消毒液を準備して、参加者を迎えてください。

②参加開始時の健康状態を把握してください。

③参加者には、マスクの着用と人との距離をとることを伝えてください。

④手洗い・うがいを推奨してください。

⑤スタッフもマスク・手洗い・うがいを適時に行なうとともに、参加者・スタッフが触れる場所の消毒をお願いします。

⑥終わりの会などで、免疫力を高めてほしいといった話(十分な睡眠・適度の運動・バランスの取れた食事)をして、子ども達に感染対策の知識を啓蒙しましょう。

() 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

・換気の悪い密閉空間 ・多数が集まる密集場所 ・密接場面での会話

という3つの条件（3つの密）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

①「**密閉**」の回避(換気の徹底)

気候上可能な限り常時、困難な場合には30分に1回以上、数分間程度窓を開ける。2方向の窓を同時に開けて行うようにしてください。

・窓のない部屋・・・常時入り口を開ける。換気扇を使用する。

・体育館のような広く天井の高い部屋・・・天井が高くても換気が必要です。

・エアコンを使用している部屋・・・エアコン使用時でも換気が必要です。

②「密集」の回避(身体的距離の確保)

2メートル以上（最低1メートル以上）あけることを推奨。感染が収束したと思われる地域においても、条件によって感染リスクがあることに変わりがなく、可能な限り身体的な距離を確保してください。

③「密接」の場面への対応(マスクの着用)

近距離での会話により、飛沫が生じるため、子どももスタッフも常時マスクを着用することが望ましい。ただし、熱中症などの他の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外して換気を行い、子ども同士との距離を十分に保つ等の配慮をお願いします。

新型コロナウイルスが収束したと思われても、感染の不安がなくなったわけではありません。子ども達、スタッフ、保護者が安心・安全を実感できることが大切です。上記の感染リスク回避が難しいと判断した場合には無理に活動を行うことなく、参加者の健康と安全を最優先してください。

9. インフルエンザ、台風接近時、地震時等の対応について

【インフルエンザ等の発生時の対応について】

- 子どもいきいき広場の実施日が、インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖の期間中の場合は、感染拡大防止等の観点から、その学級・学年の児童は、「いきいき広場」に参加できません。また、インフルエンザ等の罹患児童の兄弟、姉妹も参加できません。実施日の前日までに閉鎖が解けた場合は、参加できます。

なお、実施日が学校閉鎖の期間となる場合は、「いきいき広場」の活動は中止です。

学級・学年閉鎖等の情報については、放課後子ども課より実施団体に対して連絡します。

【台風接近時等の対応について】

(1) 「いきいき広場」実施中に枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合の対応

台風接近等により、枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報または洪水警報が発表された場合は、発表時点より「いきいき広場」を中止してください。

児童の安全確保のため保護者に連絡して、迎えに来てもらってください。(その後、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されてもその日の活動は中止です。)

(2) 「いきいき広場」実施前に枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合の対応

いきいき広場当日の午前7時現在、枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報または洪水警報が発表されているときは、活動を中止してください。また、午前7時以降、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合も活動を中止してください。(その後、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されてもその日の活動は中止です。) 事前に中止とする場合は、その旨を学校へ連絡してください。

※活動すべきか判断に迷った際は、放課後子ども課（放課後児童健全育成専門アドバイザー：080 - 9476 - 3875）までご連絡ください。

※活動を中止した場合は、被害状況や対応内容などについて、放課後子ども課（放課後児童健全育成専門アドバイザー：080 - 9476 - 3875）までご連絡ください。

【地震時の対応について】

(1) 地震発生初期の対応

- ・教室にいる場合は机の下にもぐるなど体を隠して待機し、揺れがおさまった後、建物の倒壊の恐れがある場合は運動場などの広い場所に避難させてください。
- ・運動場にいる場合は、周囲の安全を確認の上、児童を運動場で待機させてください。

(2) 避難場所での児童の状況確認

人数の確認、けが等がないかを確認してください。けがの状況によっては、救急車を呼ぶなどの対応をお願いします。

(3) 「いきいき広場」実施中に枚方市域に震度4以上の地震が発生した場合の対応

- ・活動を中止してください。
- ・登校した児童の安全確保のため保護者に連絡して、迎えに来てもらってください。ただし、被害が大きい場合など連絡がつかない場合もあり、その際は、安全な場所で待機させてください。

(4) 「いきいき広場」当日の実施前に枚方市域に震度4以上の地震が発生した場合の対応

「いきいき広場」の当日で、開始時刻までに枚方市域において震度4以上の地震が発生した場合も、活動を中止してください。事前に中止とする場合は、その旨を学校へ連絡してください。

※枚方市域で震度3以下の地震が発生した場合においても、活動すべきか判断に迷った際は、放課後子ども課（放課後児童健全育成専門アドバイザー：080 - 9476 - 3875）までご連絡ください。

※活動を中止した場合は、被害状況や対応内容などについて、放課後子ども課（放課後児童健全育成専門アドバイザー：080 - 9476 - 3875）までご連絡ください。

【参考】緊急地震速報について

緊急地震速報とは、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上が予想される地域に対して、揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。テレビ・ラジオのほか、携帯電話・スマートフォンに対し、報知音とともに発表されます。

10. 実施団体からの相談窓口について

「いきいき広場」の開催時の土曜日には、アドバイザー（放課後子ども課から派遣）が適宜、各校区の巡回に努め、その際、運営上の相談を受けます。また、アドバイザーが土曜日の緊急連絡も受けます。

なお、平日の9時～17時30分の時間帯は、放課後子ども課でも担当者が相談を受けます。

枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

〒573-1159

枚方市車塚 1-1-1

輝きプラザきらら 4階

電話：050-7105-8201

FAX：072-867-8131

メール：houkago@city.hirakata.osaka.jp

(メールの場合は、「いきいき広場」と明記してください。)